

国立大学法人富山大学幼児教育体制支援手当支給細則

令和4年6月28日制定

(総則)

第1条 国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第30条の7の規定による幼児教育体制支援手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 給与規則第30条の7第1項に規定する別に定める職員は、教育職本給表（三）の適用を受ける者のうち、本学教育学部附属幼稚園に所属する者とする。

(支給額)

第3条 幼児教育体制支援手当の月額は、9,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合は、一時金を支給することがある。

(雑則)

第4条 この細則に定めるもののほか、幼児教育体制支援手当の支給に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この細則は、令和4年6月28日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

2 第3条第2項の規定に基づき、第2条に規定する者のうち令和4年6月に期末手当が支給される者については、一時金として次に定める額を支給する。

一時金の額 = 24,270円 × 在職期間別割合（令和4年6月の期末手当を算出する際に用いる割合）